

第 1 章 通 則

○松山広域福祉施設事務組合規約

制 定 昭和 50 年 8 月 28 日

改 正 昭和 52 年 11 月 17 日 平成 3 年 9 月 27 日
平成 6 年 3 月 23 日 平成 16 年 8 月 1 日
平成 16 年 9 月 21 日 平成 17 年 1 月 1 日
平成 17 年 4 月 1 日 平成 19 年 2 月 16 日

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、松山広域福祉施設事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

松山市．伊予市．東温市．久万高原町．松前町．砥部町

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項第 1 号に規定する救護施設の設置及び運営に関する事務を共同処理する。

(組合事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、松山市に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選出方法)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、13 人とする。

2 組合議員は、次の者をもって充てる。

(1) 関係市町のうち、松山市を除く各関係市町の長

(2) 松山市、伊予市及び東温市の議会の議長並びに松山市の議会の副議長

(3) 松山市の議会の総務事務を所管する常任委員会の委員長及び副委員長並びに福祉事務を所管する常任委員会の委員長及び副委員長

3 前項第 1 号の規定により組合議員となったものが、欠けたとき若しくは事故があるときは、当該議員が属する市町の副市町長をもってこれに充てる。

4 第 2 項第 2 号の規定により組合議員となったもののうち、伊予市及び東温市の議長が欠けたとき又は事故があるときは、当該市議会の副議長をもってこれに充てる。

(組合議員の任期)

第 6 条 前条第 2 項の規定により組合議員に充てられたものの任期はそれぞれ同項

各号に掲げる職にある期間とする。

(議長及び副議長)

第7条 組合議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員として在任する期間とする。

(執行機関の組織及び選任方法)

第8条 組合に組合長、副組合長及び会計管理者各1人を置く。

2 組合長は、松山市長をもって充てる。

3 副組合長は、組合長が組合議会の同意を得て関係市町の長及び副市町長のうちから選任する。

4 会計管理者は、組合長が関係市町の副市町長及び会計管理者のうちから選任する。

(組合長及び副組合長の任期)

第9条 組合長の任期は、松山市の長として在任する期間とする。

2 副組合長の任期は、関係市町において当該市町の長又は副市町長として在任する期間とする。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員として在任する期間とする。

(補助職員)

第11条 組合に職員を置き、組合長がこれを任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

(職務)

第12条 組合長は、組合の事務を統括し、組合を代表する。

2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計管理者は、組合の会計事務を掌る。

4 監査委員は、組合の財務に関する事務の執行及び事業の管理を監査する。

5 職員は、上司の命を受けて組合の事務に従事する。

(経費の支弁方法)

第13条 組合の経費は、関係市町の分賦金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の規定による関係市町に分賦金の分賦割合は、別表のとおりとする。

付 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

付 則 (昭和52年11月17日)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

付 則 (平成3年9月27日)

この規約は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月23日)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

付 則 (平成16年8月1日)

この規約は、平成16年8月1日から施行する。

付 則 (平成16年9月21日)

この規約は、平成16年9月21日から施行する。

付 則 (平成17年1月1日)

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

付 則 (平成17年4月1日)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年2月16日)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、この規約による改正後の規約第8条第1項及び第4項並びに第12条第3項の規定は適用せず、この規約による改正前の規約第8条第1項及び第4項並びに第9条第3項並びに第12条第3項の規定は、なおその効力を有する。

別表（第 13 条関係）

分 賦 割 合

（単位：パーセント）

市 町 名	分 賦 率
松 山 市	78.471
伊 予 市	6.254
東 温 市	5.358
久 万 高 原 町	1.835
松 前 町	4.674
砥 部 町	3.408